

公募型プロポーザルにかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

本件業務に係る契約の締結は、当該業務に係る平成28年度予算が成立し、配当がなされることを条件とするものです。

平成28年2月8日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

世田谷区公共施設利用案内システム（けやきネット）調査業務委託

(2) 目的

世田谷区では平成9年8月に施設利用の利便性向上を図るため、世田谷区公共施設利用案内システム（以下、「けやきネット」という）を導入した。けやきネットは公平・公正かつ簡便な公共施設利用を図る上できわめて有効だが、利便性・公平性向上のためには課題がある。

現行システムの契約期間終了が平成30年4月30日であり、この時点には、新システムとしての「けやきネット」が完成してはいなくてはならない。

新システムを導入する場合、新システムの開発期間は1年程度必要となるため、平成29年度は新システム開発に費やすことになる。

そのため平成28年度には新システムの仕様を固めなくてはならず、現行システムについて区民アンケートを含めた調査をし、現行システムの課題を整理し、トレンドを踏まえたシステムを検討する必要がある。

(3) 内容

調査・分析スケジュールの管理

システム改善手法の検討

施設予約システムのパッケージ調査・現行システムギャップ分析

区民アンケートの結果集計・分析

けやきネットシステムシステム改善に関する必要な事項を定めた提案要求仕様書（案）の策定

提案評価基準（案）

(4) 履行期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日

2. 参加資格

次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規定に該当しないこと。また、同上第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) プライバシーマーク若しくはISMS認証を取得していること又は自社においてこれらの資格を取得している者と同等程度の個人情報保護に関する社内規定を設けていること。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) 平成26年度以降において官公庁のシステム導入コンサルティング実績があること。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

参加表明者が多数の場合は、以下に示す基準により提案書の提出者を選定し、選定結果を平成28年2月24日(水)にファクシミリ送信で通知する。
選定数は、概ね4者とする。

- (1) 本事業に類似する業務の実績等
- (2) 業務担当者の実績、経歴等

4. 提案書特定するための評価項目事業者を特定するための評価項目

実施体制に関する事項

- ・業務責任者等の実績、経歴等
- ・配置人員、役割、区との連絡体制等

類似する業務の実績

業務の実施方針

- ・けやきネットの現状・課題の認識・理解状況
- ・世田谷区の特長やトレンドを踏まえた調査項目の提案能力
- ・アンケート及びヒアリング調査結果の正確な集計及び的確な分析を行う能力

見積金額の妥当性

プレゼンテーション内容

- ・説得力
- ・コミュニケーション能力

5. 選定方法

事業者の選定は、評価基準に基づき審査委員会にて審査し選定する。

6. 手続き等

(1) 担当所管課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区役所 第1庁舎1階

世田谷区生活文化部市民活動推進課区民施設係

電話：03-5432-2251

ファクシミリ：03-5432-3005

E-mail: SEA02001@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書交付の期間及び方法

期間

平成28年2月8日(月)～平成28年2月22日(月)午後3時まで

場所及び方法

上記(1)担当所管課にて配布、又は世田谷区のホームページ(「[けやきネット](#)」[「けやきネットの冊子や申請書](#)」)にて公開(ダウンロード可)

(3) 参加表明の提出期間、場所及び方法

提出期限：平成28年2月22日(月)午後3時まで

場所：上記(1)担当所管課

方法：持参、郵送又はファクシミリ送信(ただし、郵送又はファクシミリ送信の場合の未着事故についてはその責を負いません。)

(4) 提案書の提出期間、場所及び方法

期限：平成28年3月15日(火)午後3時まで

場所：上記(1)担当所管課

方法：持参に限る。

7. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 区は、この案件に参加表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(5) 提案及びプレゼンテーションに関する一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(6) 提出された書類は返却しない。また、企画提案書の著作権は提出事業者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、区は当該企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。

(7) 詳細は説明書による。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6(1)に同じ